

自然体験型学習事業利用促進事業実施要領

1 事業の目的

自然体験型学習事業の実施において、家庭の経済的な状況に関わらず、すべての子どもたちが参加できるよう支援する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）とする。

3 事業の内容

本事業は、下記の要件を全て満たした場合に、市町村等に対して補助を行う。

- (1) 市町村等は、自然体験型学習事業への参加が経済的理由により困難な児童・生徒に対して、体験活動期間中の食費の一部又は全部を免除する。
- (2) 対象となる児童・生徒は、就学援助を受けている児童・生徒その他特別な事情により経済的な支援が必要と認められる児童・生徒とする。

4 費用

県は、上記2～3の要件を満たした市町村に対して、下記により補助するものとする。

- (1) 免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は対象としない。
- (2) 補助額については、活動期間中に必要な食費について、市町村等が1/3以上の補助を行った場合に食費の1/3以内の額または、一人当たりの上限額2,000円とを比較し少ない額とする。

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村等は、高知県教育委員会が指定する日までに、別に定める様式（別表3-1）により、事業計画書を提出するものとする。

6 事業計画の変更

補助金の交付を受けた市町村等が、変更をしようとする場合、別に定める様式（別表3-2）により変更申請書を提出するものとする。

7 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村等は、高知県教育委員会が指定する日までに、別に定める様式（別表3-3）により事業報告書を提出するものとする。